

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 保育課

許認可等の内容		保育所等の利用の承諾
根拠法令等及び条項		栃木市保育の利用に関する規則第3条、第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市保育の利用に関する規則第3条、第4条
	参考事項	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号、第3号 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市保育の利用に関する規則 抜粋</p> <p>(利用児童の範囲)</p> <p>第3条 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)を利用することができる児童は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第2号又は第3号の区分により同法第20条第3項の認定を受けた児童とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する児童は、利用することができない。</p> <p>(1) 感染性疾患のある者</p> <p>(2) 身体が虚弱で保育に耐えられない者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、入所を不相当と認める者</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第4条 保育所等の利用を希望する児童の保護者は、保育所等利用申込書(別記様式第1号)により、市長に申し込まなければならない。この場合において、保護者が栃木市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年栃木市規則第33号)第4条に規定する子どものための教育・保育給付に関する支給認定証(以下「支給認定証」という。)の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。</p> <p>2 市長は、保育所等の利用を承諾したときは保育所等利用承諾書(別記様式第2号)、当該利用を保留としたときは保育所等利用保留通知書(別記様式第3号)により、保護者に通知するものとする。</p>	